

令和6年度
霧島市食育推進検討委員会
資料

健康きりしま 21（第4次）
【健康づくり分野】栄養・食生活改善と食育推進
（食育推進計画）について



霧島市食育推進キャラクター
酢がめちゃん

霧島市保健福祉部健康増進課

霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会、予防接種専門委員会及び成人保健専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(5) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 成人保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 成人保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

附 則（令和4年2月17日告示第33号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3－2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想される時。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

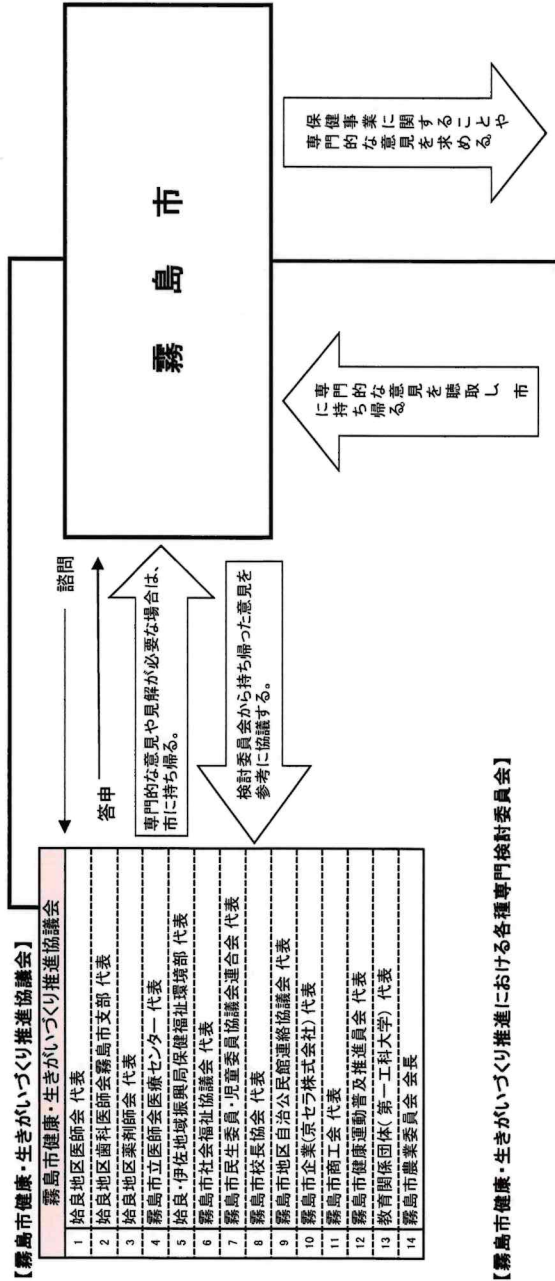
第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

《 令和6年度 健康・生きがいづくり推進の組織体制 》



【霧島市健康・生きがいづくり推進協議会】

| |
|-------------------------|
| 霧島市健康・生きがいづくり推進協議会 |
| 1 始良地区医師会 代表 |
| 2 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 |
| 3 始良地区薬剤師会 代表 |
| 4 霧島市立医師会医療センター 代表 |
| 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部 代表 |
| 6 霧島市社会福祉協議会 代表 |
| 7 霧島市民生委員・児童委員協議会連合会 代表 |
| 8 霧島市校長協会 代表 |
| 9 霧島市企業(京セラ株式会社) 代表 |
| 10 霧島市地区自治公民館連絡協議会 代表 |
| 11 霧島市商工会 代表 |
| 12 霧島市健康運動普及推進員会 代表 |
| 13 教育関係団体(第一工科大学) 代表 |
| 14 霧島市農業委員会 会長 |

【霧島市健康・生きがいづくり推進における各種専門検討委員会】

| 予防接種専門委員会 | 歯科保健専門委員会 | 母子保健検討委員会 | 食育推進検討委員会 | 自殺対策検討委員会 | 成人保健専門委員会 |
|------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 1 始良地区医師会 代表 | 1 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 | 1 始良地区医師会産婦人科医 代表 | 1 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 | 1 始良地区医師会 代表 | 1 始良地区医師会 代表 |
| 2 始良地区医師会 小児科医 | 2 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 | 2 始良地区医師会小児科医 代表 | 2 NPO法人霧島食育研究会 理事長 | 2 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 | 2 始良地区医師会 代表 |
| 3 始良地区医師会 小児科医 | 3 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 | 3 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 | 3 霧島市食生活改善推進員連絡協議会 会長 | 3 始良地区薬剤師会 代表 | 3 始良地区医師会 代表 |
| 4 始良地区医師会 小児科医 | 4 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 | 4 始良地区薬剤師会 代表 | 4 霧島市保育協議会 代表 | 4 霧島警察署生活安全課 代表 | 4 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 |
| 5 始良地区医師会 小児科医 | 5 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 | 5 霧島市民生委員児童委員協議会連合会 代表 | 5 学識経験者(鹿児島県食育アドバイザー) | 5 霧島市中心の健康相談従事者(臨床心理士) | 5 始良地区薬剤師会 代表 |
| 6 始良地区医師会 小児科医 | 6 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表 | 6 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表 | 6 企業栄養士(株式会社グリーンハウス) | 6 霧島市企業(株式会社タフ子) 代表 | 6 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表 |
| 7 始良地区医師会 小児科医 | 7 霧島市内産婦人科 代表 | 7 霧島市母子保健推進員会 会長 | 7 農業関係団体(霧島NEO-FARMERS)代表 | 7 霧島市地域包括支援センター 代表 | 7 鹿児島県栄養士会 代表 |
| 8 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部 代表 | 8 始良地区医師会小児科医 代表 | 8 霧島市看護協議会 代表 | 8 あいら 農業協同組合 代表 | 8 霧島市児童委員・民生委員協議会連合会 代表 | 8 鹿児島県歯科衛生士会 代表 |
| 9 始良地区薬剤師会 代表 | 9 始良地区薬剤師会 代表 | 9 霧島市保育協議会 代表 | 9 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表 | 9 霧島市商工観光部商工振興課消費生活センター-相談員 | |
| | 10 霧島市保育協議会 代表 | | 10 鹿児島県栄養士会 代表 | 10 伊佐福祉部生活福祉課 代表 | |
| | 11 霧島市看護協議会 代表 | | 11 霧島市学校栄養教諭 代表 | 11 教育委員会学校教育課 代表 | |
| | 12 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表 | | 12 霧島市学校保健会 代表 | 12 霧島市消防局 警防課 代表 | |
| | 13 伊佐地域推進員(鹿児島県生活改善推進員連絡協議会) 代表 | | 13 霧島市PTA連絡協議会 代表 | 13 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部地域保健課 代表 | |
| | 14 霧島市地域包括支援センター 代表 | | | | |

1. 健康きりしま21（第4次）計画の進捗状況について

健康づくり分野

【栄養・食生活改善と食育推進（食育推進計画）】

個別目標 1

健康なところと身体をつくる食生活の実践を支援する（食）（計画書 P. 19）

【目標値】

| 項目 | | 基準値 令和4年度 (2022年度) | 目標値 令和9年度 (2027年度) | |
|---------------------------------------|-------|--------------------------|--------------------------|--------|
| 主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる市民の割合(20歳以上) | 成人 | 48.0% ^(※1) | 60.0% ^(※2) | (指標図1) |
| 朝食を毎日食べる小中学生の割合 | 小学6年生 | 84.2% ^(※3) | 100.0% ^(※2) | (指標図2) |
| | 中学3年生 | 85.7% ^(※3) | 100.0% ^(※2) | |
| 成人の肥満者の割合(40歳～69歳) | 男性 | 37.5% ^(※4) | 36.0% ^(※5) | (指標図3) |
| | 女性 | 25.0% ^(※4) | 23.5% ^(※5) | |
| 高齢者の低栄養傾向(BMI 20以下)の割合 | 65歳以上 | 17.3% ^(※6) | 16.8% ^(※7) | (指標図4) |

(※1) 令和3(2021)年度「健康きりしま21アンケート調査」

(※2) 前計画の目標値と同じ

(※3) 令和3(2021)年度 学校教育課「全国学力・学習状況調査」

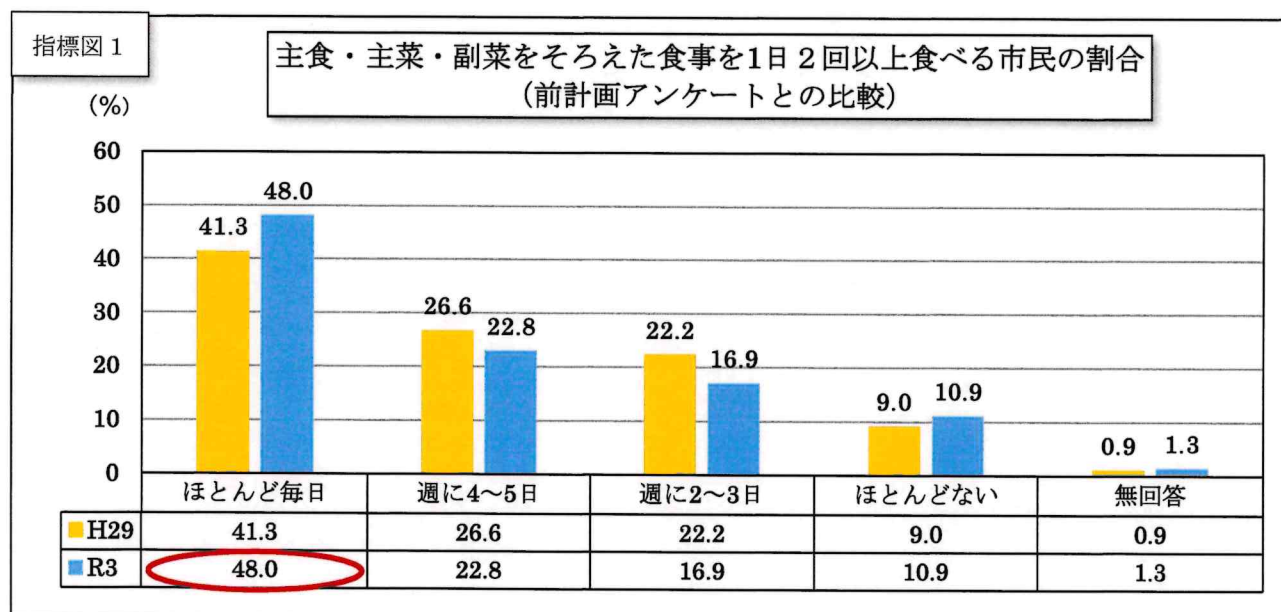
(※4) 令和3(2021)年度「特定健診結果」

(※5) 国の目標値算出基準と同じ

(※6) 令和3(2021)年度「特定健診・長寿健診結果」

(※7) 県の目標値と同じ

(1) 主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる市民の割合について

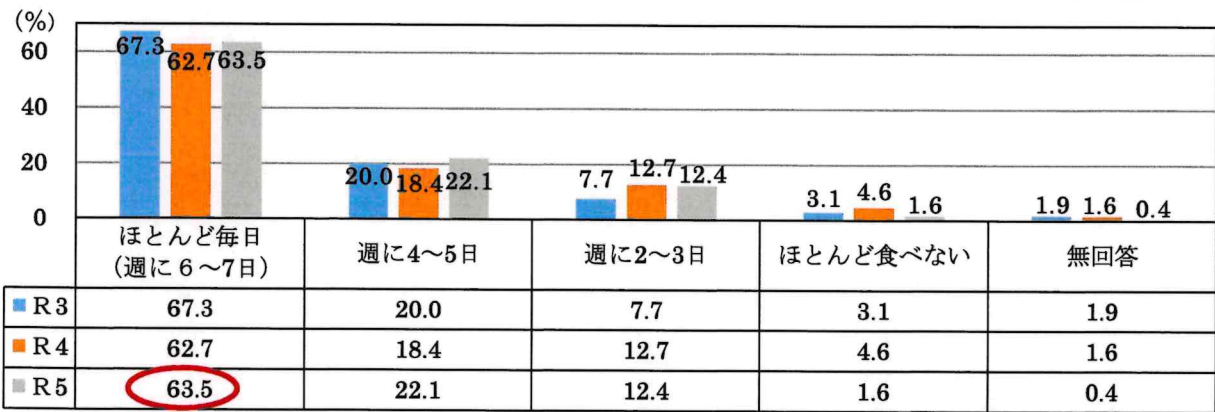


※R3年度については、小数点以下第2位を四捨五入しているため100%にならない。

資料：令和3(2021)年度 健康きりしま21アンケート(健康増進課)

関連図 1-1

主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる割合【20歳以上】

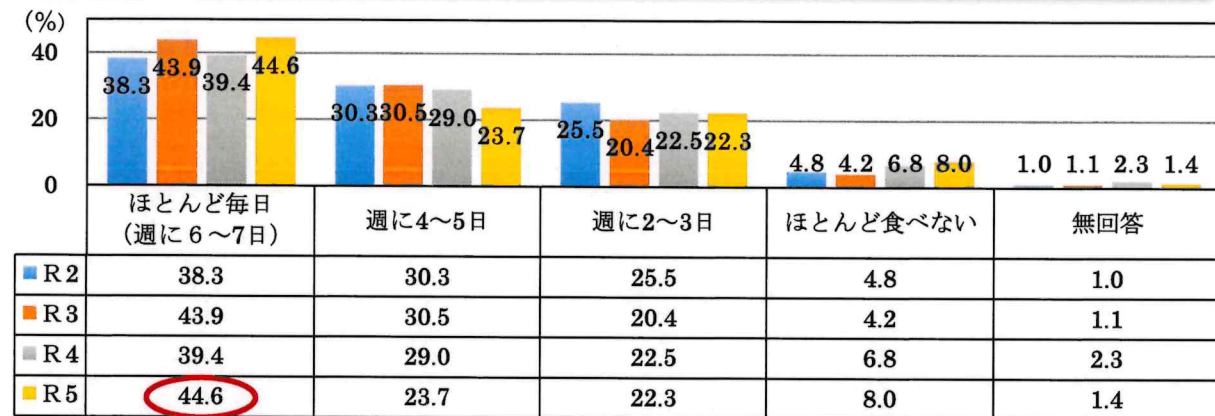


※R2年度はコロナ禍で調査なし

資料：健康福祉まつり来場者アンケート（健康増進課）

関連図 1-2

主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる割合【子育て世代】



※R2、R3年度については小数点以下第2位を四捨五入しているため100%にならない。

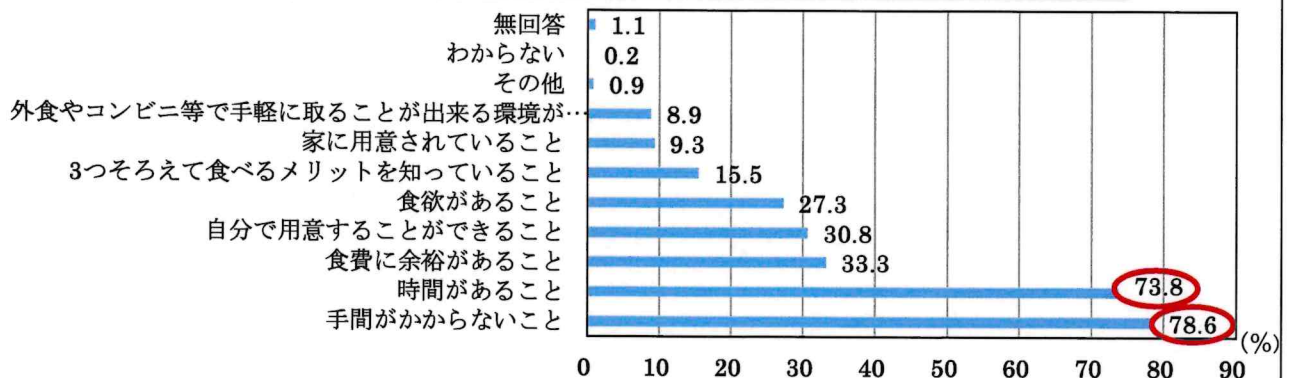
資料：7~8か月児教室アンケート（健康増進課）

関連図 1-1 の健康福祉まつり来場者アンケートの回答者は 50 歳代以上が 7 割を占め、「ほとんど毎日食べる割合」は令和 5 年度 63.5%で、60%を超えている。関連図 1-2 の 7~8 か月児教室アンケートの回答者は 20 歳代~40 歳代で、「ほとんど毎日食べる割合」は令和 5 年度 44.6%となっている。

関連図 1-3

主食・主菜・副菜をそろえて食べる回数を増やすために必要なこと【子育て世代】

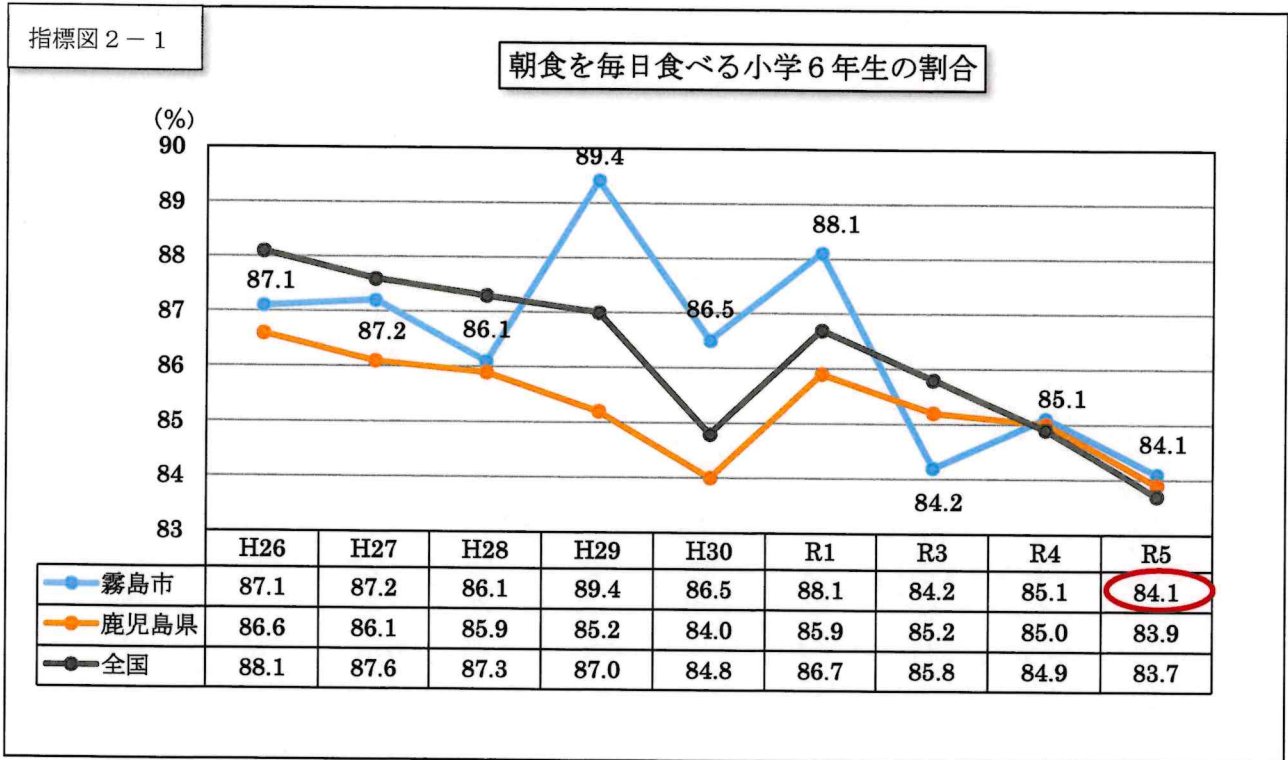
(複数回答)



資料：令和 5 年度 7~8 か月児教室アンケート（健康増進課）

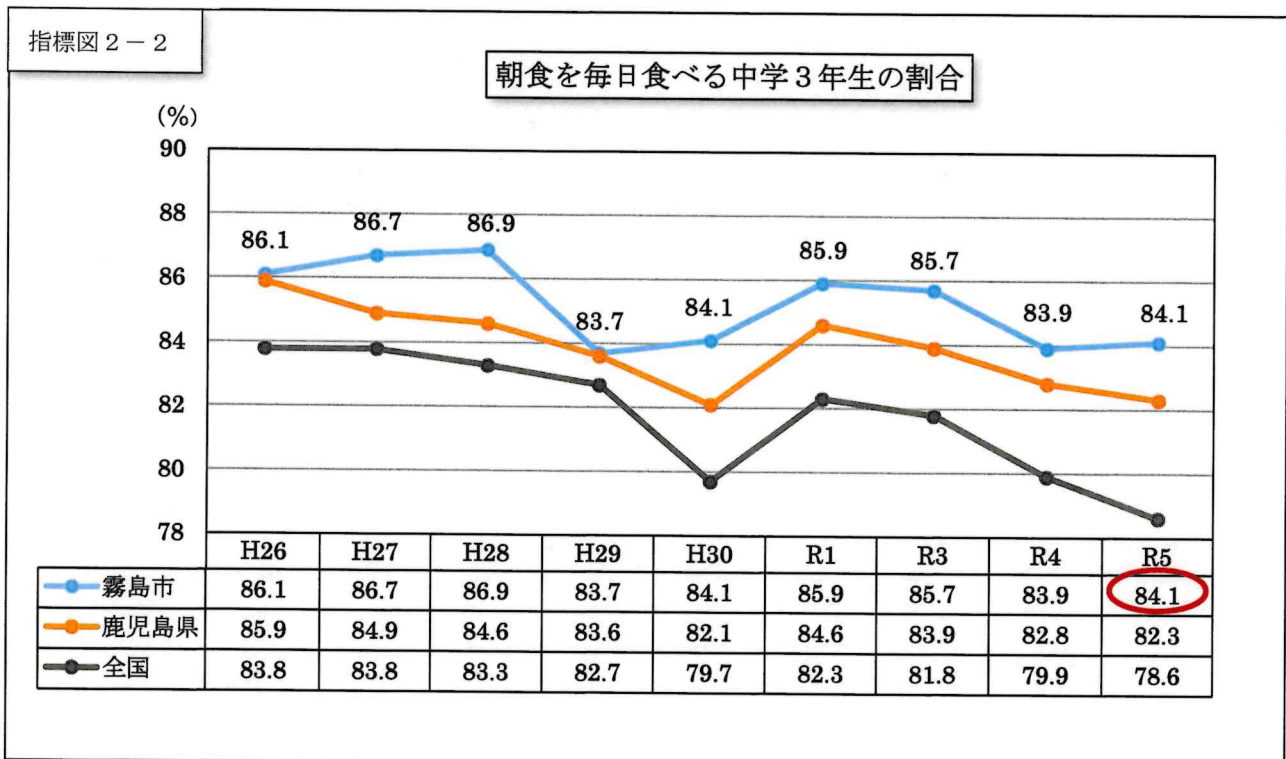
関連図 1-3 の主食・主菜・副菜をそろえて食べる回数を増やすために必要なこととして、「手間がかからないこと」が 78.6%、「時間があること」が 73.8%と高くなっている。

(2) 朝食を毎日食べる小中学生の割合について



※R2年度はコロナ禍で調査なし

資料：全国学力・学習状況調査（学校教育課）

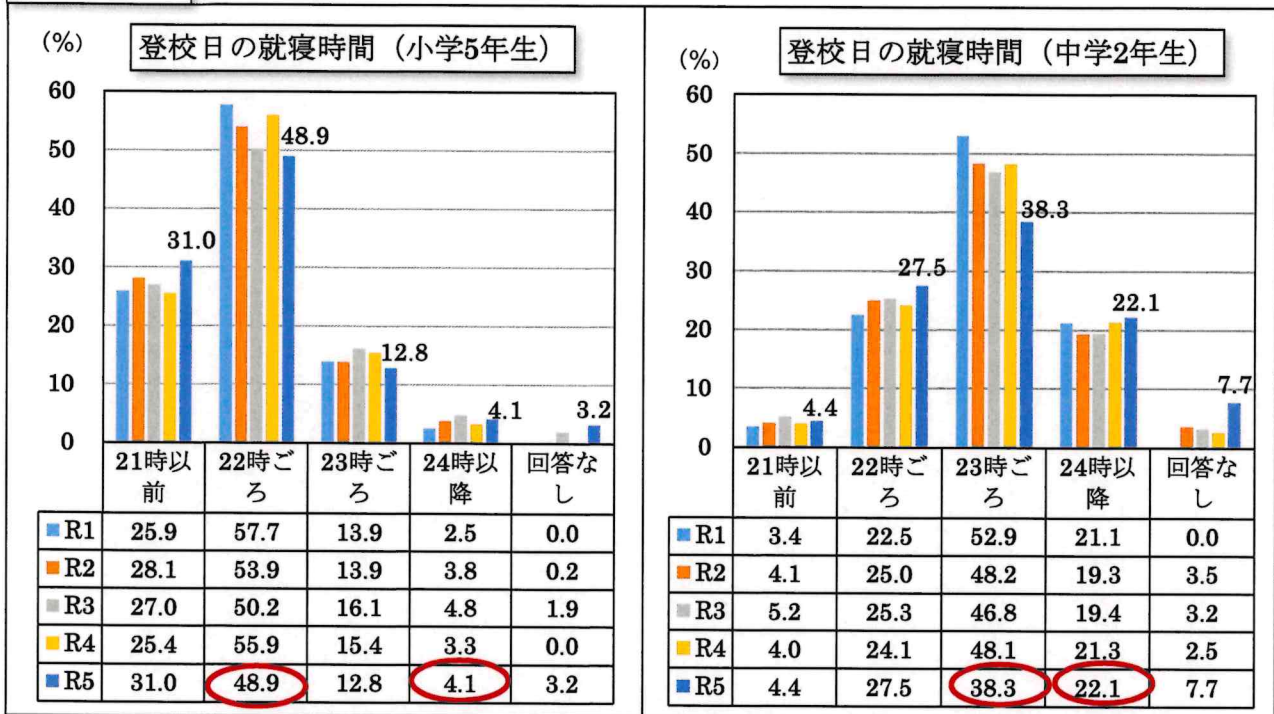


※R2年度はコロナ禍で調査なし

資料：全国学力・学習状況調査（学校教育課）

指標図 2-1 の令和5年度の「朝食を毎日食べる小学6年生の割合」は、前年度と比較して84.1%と低くなっており、県・全国との差が縮まっている。指標図 2-2 の令和5年度の「朝食を毎日食べる中学3年生の割合」は、84.1%となっており、県や全国よりも高いが、前年度と比較して横ばい状態である。

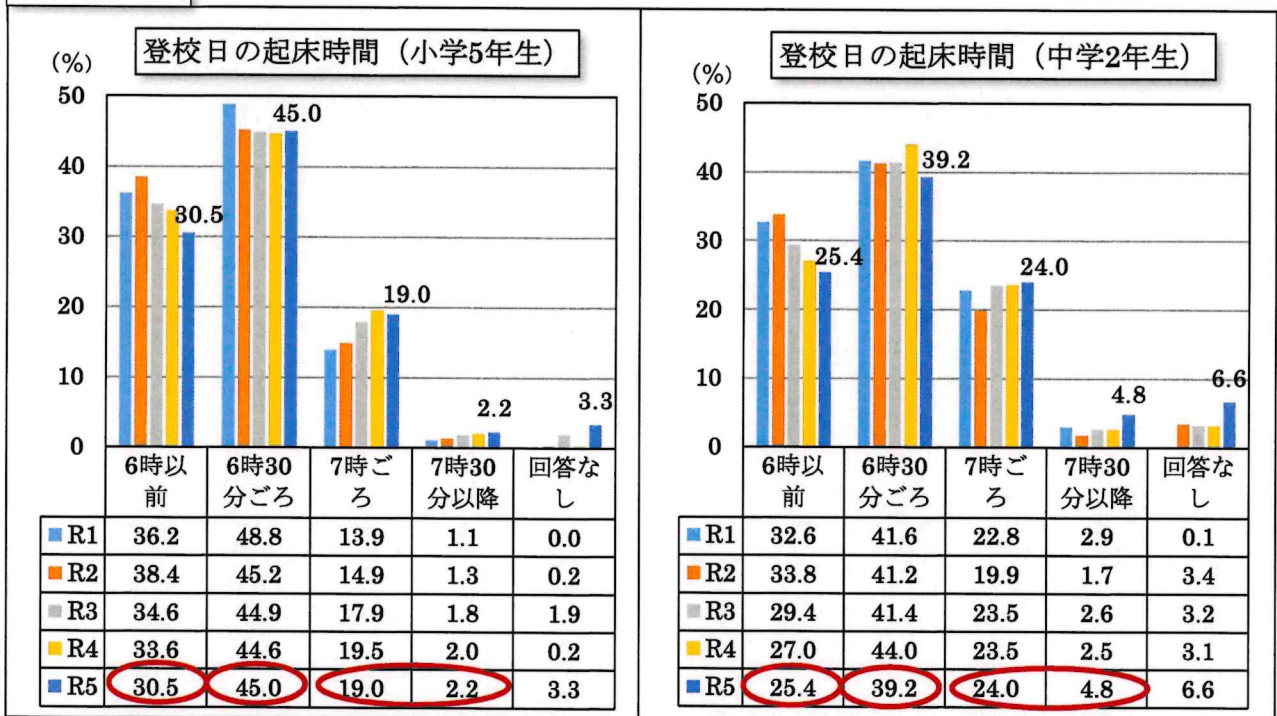
関連図 2-1



※ %は小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも100%にならない。

資料：児童生徒の早寝早起き朝ごはんに関する調査6月・1月調査の平均（学校給食課）

関連図 2-2



※ %は小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも100%にならない。

資料：児童生徒の早寝早起き朝ごはんに関する調査6月・1月調査の平均（学校給食課）

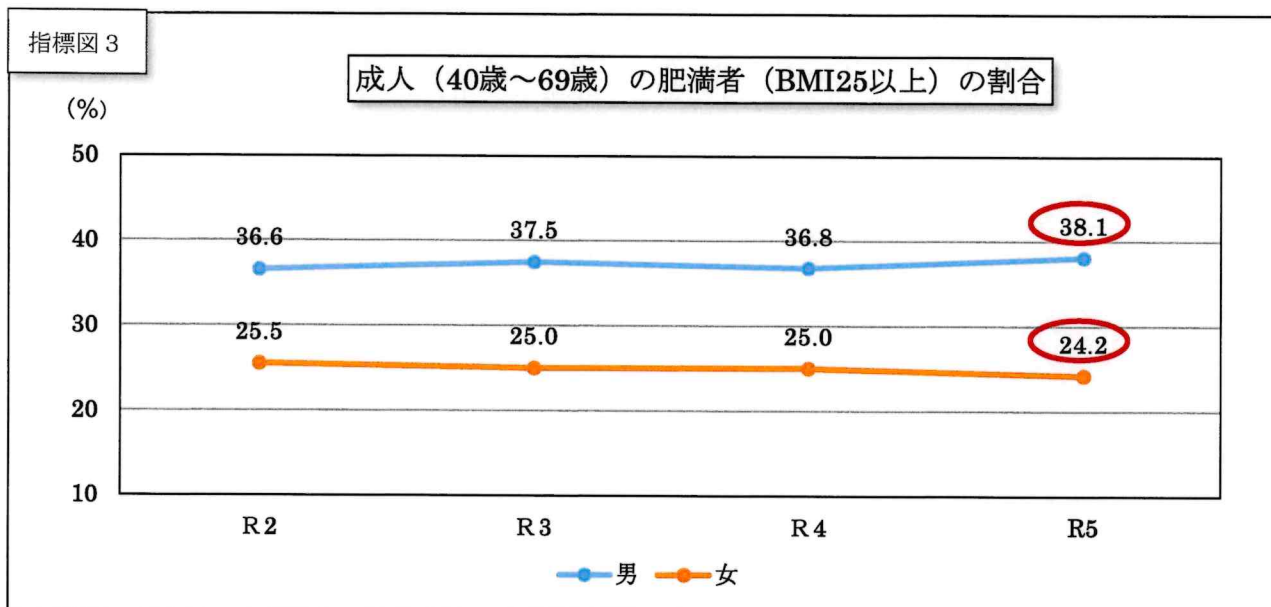
関連図2-1の令和5年度の登校日の就寝時間では、小学5年生は「22 時ごろ」が 48.9%と最も高く、中学2年生は「23 時ごろ」が 38.3%と最も高くなっている。「24 時以降」の割合は、小学5年生では 4.1%だが、中学2年生では 22.1%と高くなっている。

関連図 2-2 の令和5年度の登校日の起床時間では、小学5年生は「6時30分ごろ」が 45.0%と最も高く、中学2年生も「6時30分ごろ」が 39.2%と最も高くなっている。経年でみると、小学5年生、中学2年生ともに「6時以前」の割合が低くなっており、「7時ごろ」と「7時30分以降」の割合が増加している。

(3) 成人（40歳～69歳）の肥満者（BMI25以上）の割合について

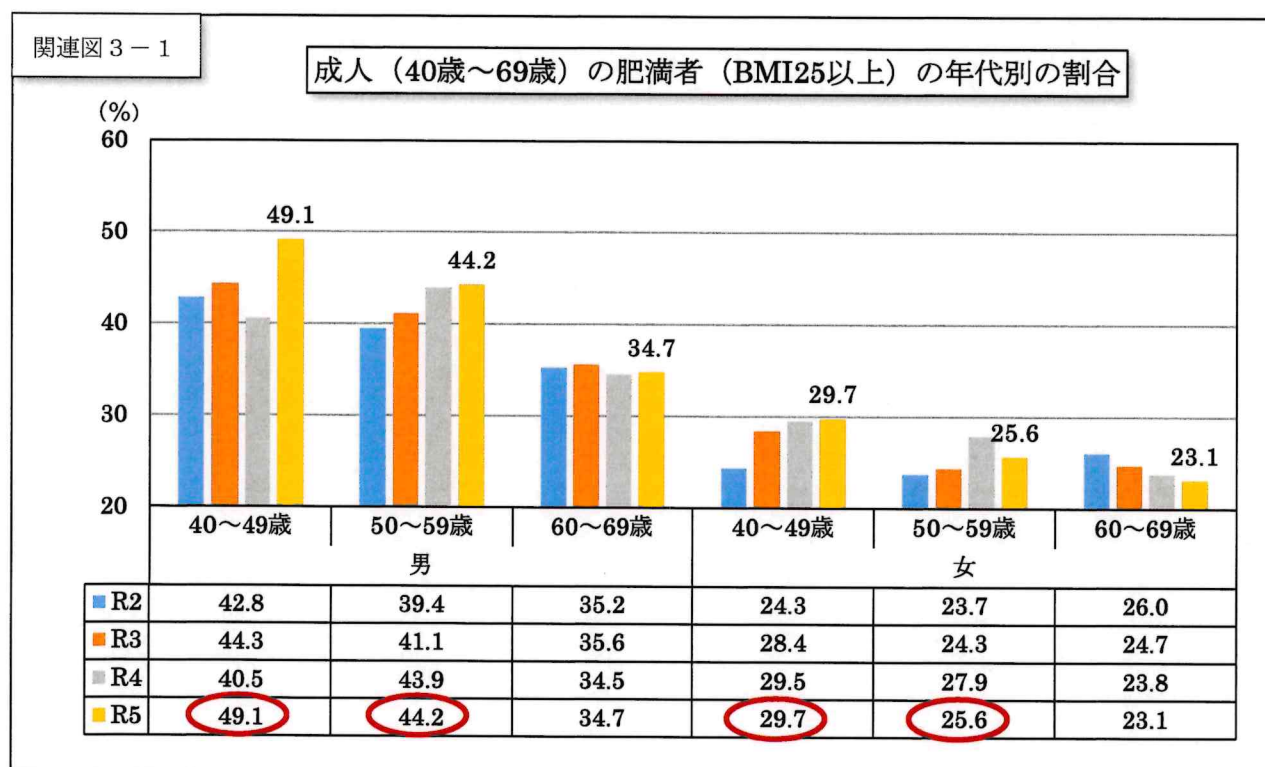
<肥満の判定>

BMI（Body Mass Index）＝体重（kg）／（身長（m））²を用いて、BMI25以上を肥満と判定する。（肥満症診療ガイドライン2022より）



資料：特定健診・長寿健診結果（保険年金課）

指標図3の令和5年度の「成人（40歳～69歳）の肥満者（BMI25以上）の割合」は男性38.1%、女性24.2%となっている。目標値の男性36.0%、女性23.5%よりも高くなっており、肥満者が増えている。



資料：特定健診・長寿健診結果（保険年金課）

関連図3-1の令和5年度の「成人（40歳～69歳）の肥満者（BMI25以上）の年代別の割合」は、男性で40～49歳49.1%、50～59歳44.2%と高くなっており、女性で40～49歳29.7%、50～59歳25.6%と高くなっている。

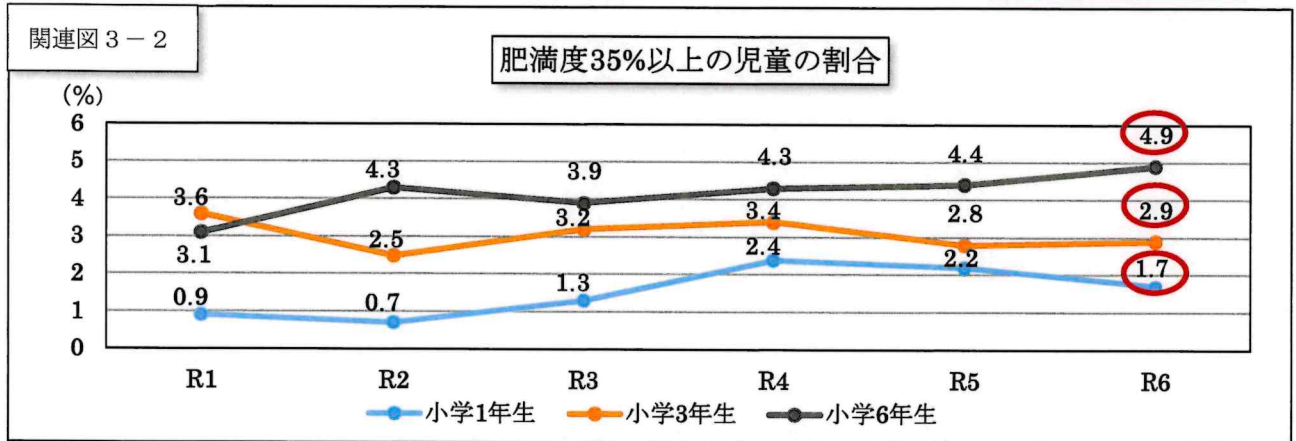
<学校保健統計調査方式による肥満度判定>

肥満度は、性別、年齢別、身長別標準体重から判定する。

肥満度（過体重度）＝（実測体重（kg）－身長別標準体重（kg）/身長別標準体重（kg）×100（％）

| 判定 | やせ傾向 | | 普通 | 肥満傾向 | | |
|-----|--------|-----------------|------------------|----------------|----------------|-------|
| | -20%以下 | | | 20%以上 | | |
| | 高度やせ | 軽度やせ | | 軽度肥満 | 中等度肥満 | 高度肥満 |
| 肥満度 | -30%以下 | -30%超 -20%以下 | -20%超～ +20%未満 | 20%以上 30%未満 | 30%以上 50%未満 | 50%以上 |

肥満度 35%以上



資料：小児生活習慣病予防検診（学校教育課）

関連図 3-2 の令和 6 年度の「肥満度 35%以上の児童・生徒の割合」は、小学 1 年生 1.7%、小学 3 年生 2.9%、小学 6 年生 4.9%となっている。小学 6 年生の割合が増えている。

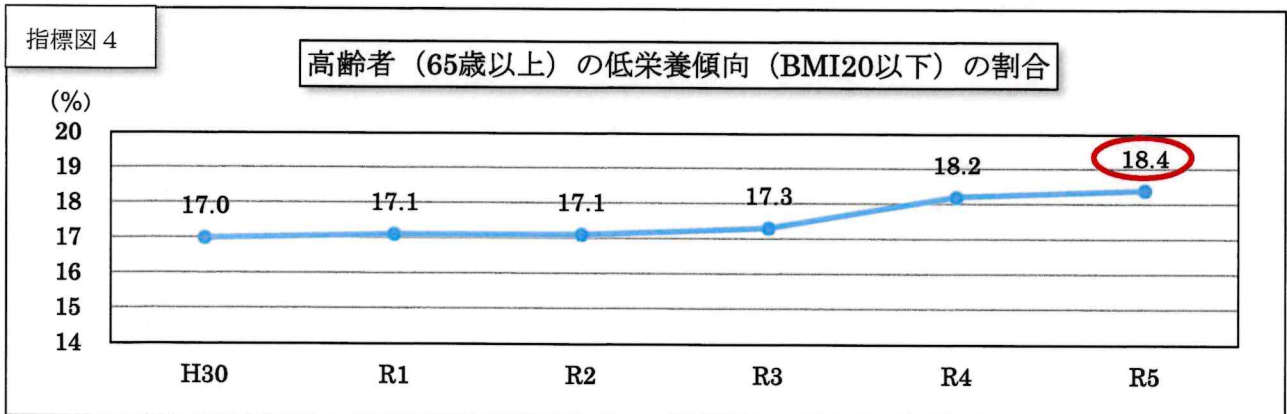
(4) 高齢者（65 歳以上）の低栄養傾向（BMI 20 以下）の割合について

65 歳以上では、フレイルの予防及び生活習慣病の発症予防の両者に配慮する必要があることも踏まえ、当面目標とする BMI の範囲を 21.5～24.9 kg/m²とする。

（2020 年度日本人の食事摂取基準より）

目標とする BMI の範囲（18 歳以上）

| 年齢（歳） | 目標とする BMI（kg/m ² ） |
|-------|-------------------------------|
| 18～49 | 18.5～24.9 |
| 50～64 | 20.0～24.9 |
| 65～74 | 21.5～24.9 |
| 75 以上 | 21.5～24.9 |



資料：特定健診・長寿健診結果（保険年金課）

指標図 4 の令和 5 年度の「高齢者（65 歳以上）の低栄養傾向（BMI 20 以下）の割合」は、18.4%となっている。目標値の 16.8%よりも高くなっており、低栄養傾向の高齢者が増えている。

【目標値】

| 項目 | 基準値 令和 4 年度 (2022 年度) | 目標値 令和 9 年度 (2027 年度) |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 学校給食における地場産物（県内産）を使用する割合 | 62.1% ^(※1) | 70.0% ^(※2) |
| 物産館の利用者数 | 684,728 人 ^(※3) | 719,000 人 ^(※4) |

(指標図 5)

(指標図 6)

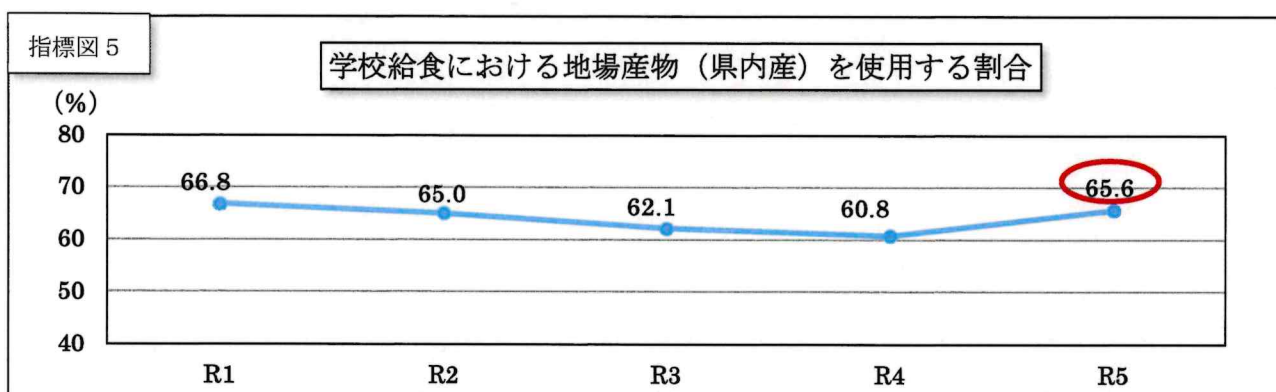
(※1) 令和 3 (2021) 年度 学校給食課「学校給食における地場産物活用状況調査 (6 月・1 月の平均値)」

(※2) 県と同じ目標値

(※3) 令和 3 (2021) 年度 農政畜産課「物産館入場者数調査」

(※4) 毎年度 1%増加し 5 年間で 5%増加

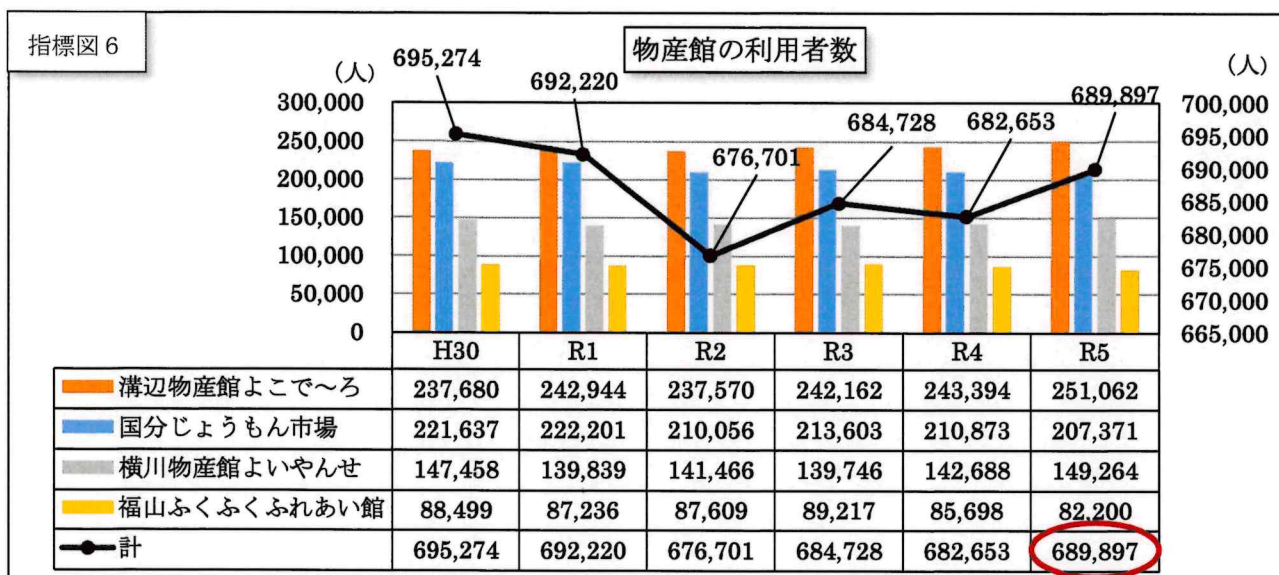
(1) 学校給食における地場産物（県内産）を使用する割合について



資料：学校給食における地場産物活用状況調査 6 月・1 月調査の平均 (学校給食課)

指標図 5 の令和 5 年度の「学校給食における地場産物（県内産）を使用する割合」は、65.6%となっている。令和 4 年度の 60.8%から 4.8 ポイント増加している。

(2) 物産館の利用者数について



資料：物産館入場者数調査 (農政畜産課)

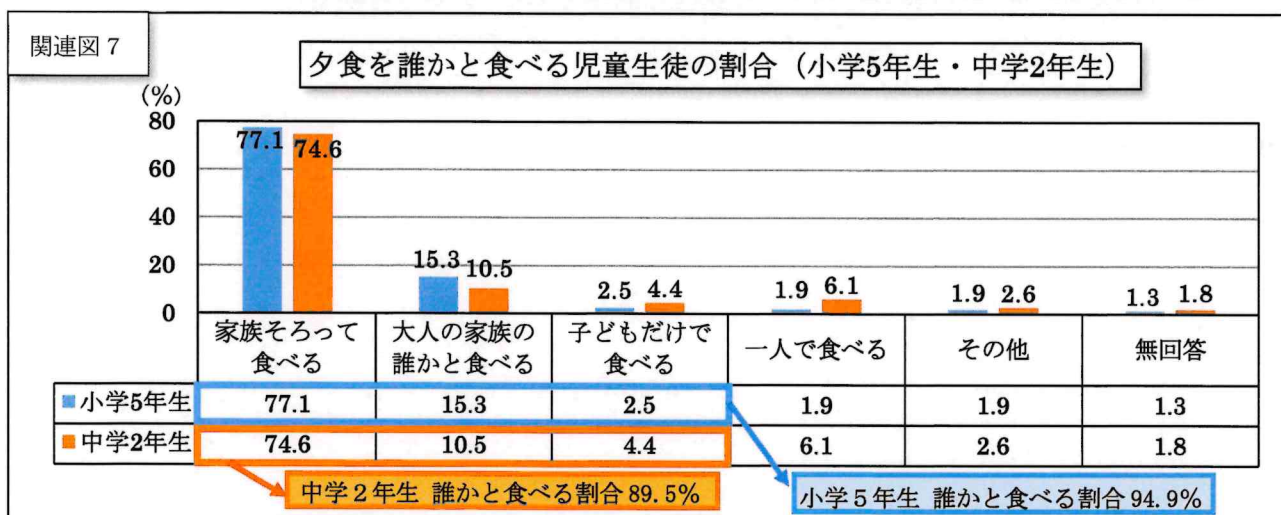
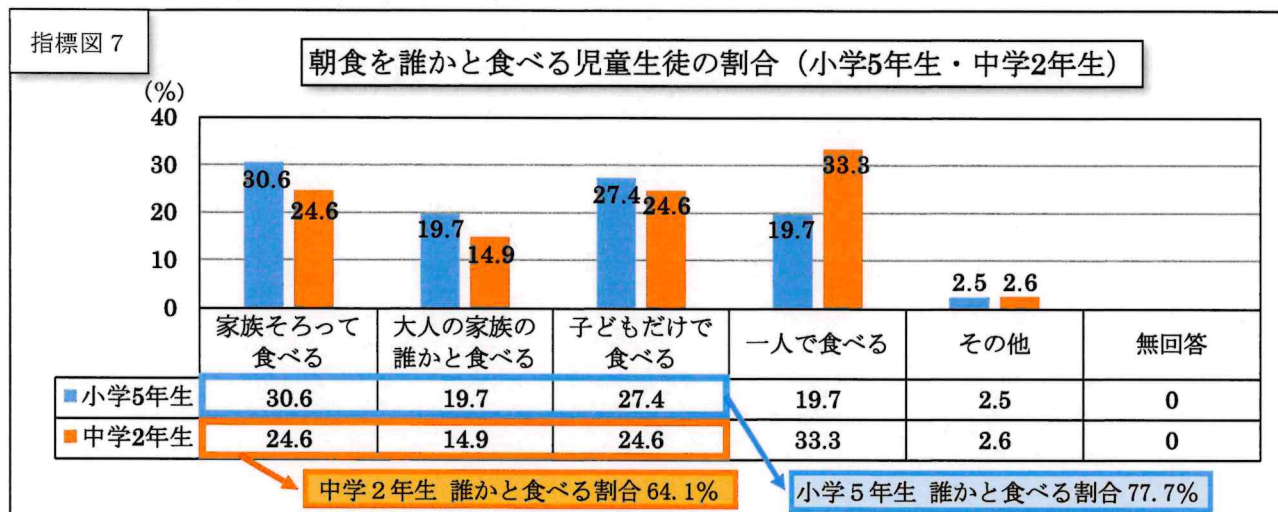
指標図 6 の令和 5 年度の「物産館の利用者数」は、689,897 人となっており、増加している。

【目標値】

| 項目 | | 基準値 | 目標値 |
|---------------------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 9 年度 (2027 年度) |
| 朝食を誰かと食べる児童生徒の割合 | 小学 5 年生 | 77.7% ^(※1) | 82.7% ^(※2) |
| | 中学 2 年生 | 64.1% ^(※1) | 69.1% ^(※2) |
| 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を継承している若い世代の割合 | 7～8 か月児教室 対象児の保護者 | 45.6% ^(※3) | 50.6% ^(※2) |

(※1) 令和 3 (2021) 年度「健康きりしま 21 アンケート調査」
 (※2) 毎年度 1% 増加し 5 年間で 5% 増加
 (※3) 令和 3 (2021) 年度 健康増進課「7～8 か月児教室参加者アンケート」

(1) 朝食を誰かと食べる児童生徒の割合について

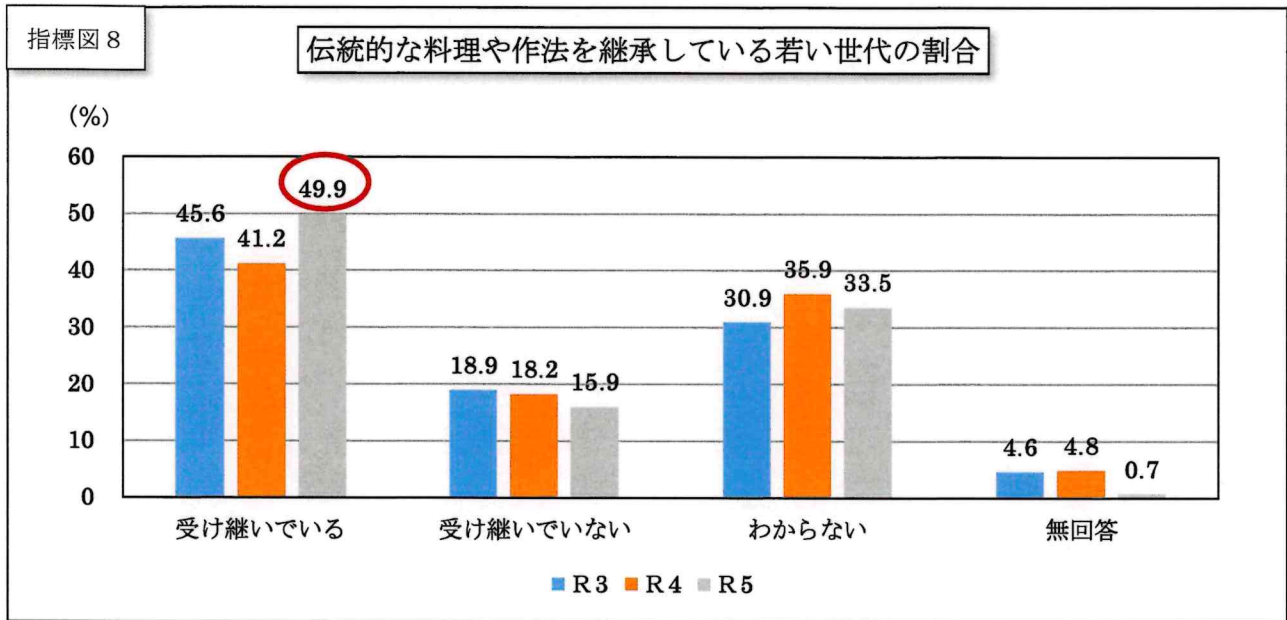


※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため 100% にならない。

資料：令和 3 (2021) 健康きりしま 21 アンケート調査 (健康増進課)

指標図 7 の「朝食を誰かと食べる児童生徒の割合」は、小学 5 年生 77.7%、中学 2 年生が 64.1% となっている。「夕食を誰かと食べる児童生徒の割合」は、小学 5 年生 94.9%、中学 2 年生 89.5% となっており、朝食の方が夕食よりも誰かと食べる割合が低くなっている。(令和 3 年度比較)

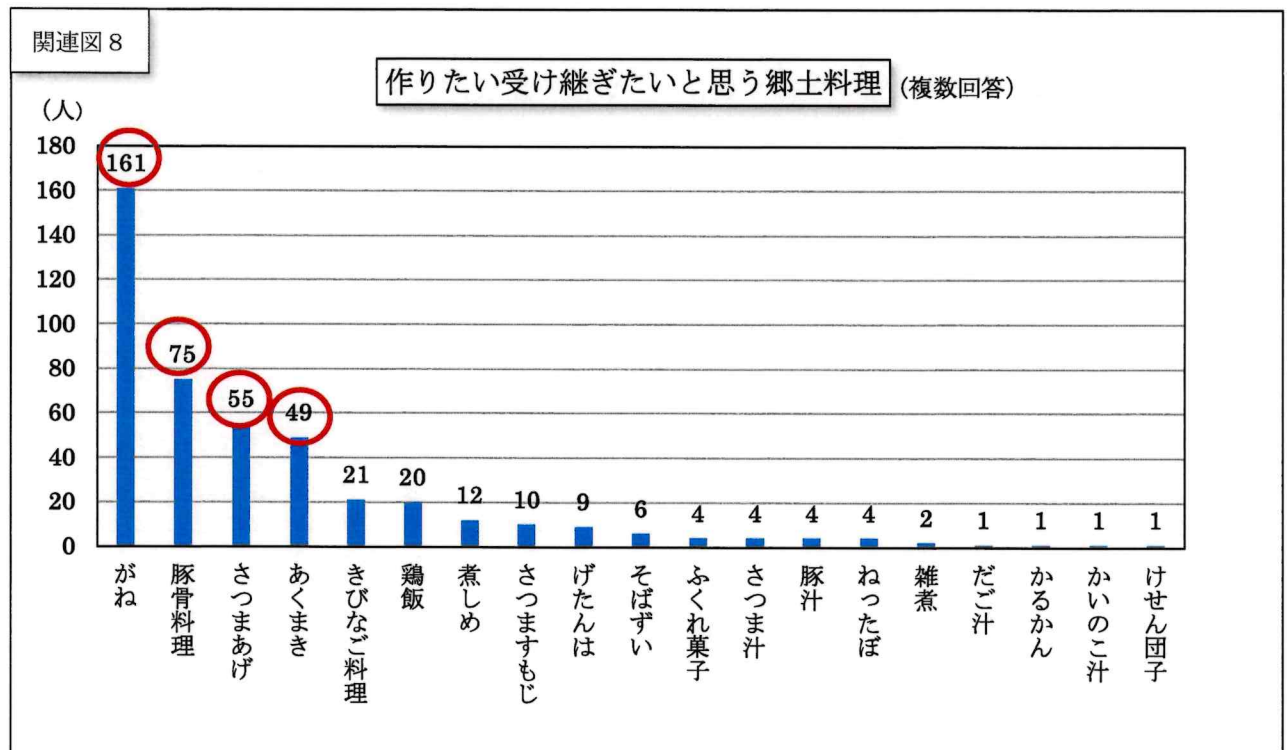
(2) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を継承している若い世代の割合について



※R 4年度については、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため 100%にならない。

資料：7～8 か月児教室参加者アンケート（健康増進課）

指標図 8 の令和 5 年度の「伝統的な料理や作法を継承している若い世代の割合」は、49.9%となっている。令和 4 年度の 41.2%から 8.7 ポイント増加している。



資料：令和 5 年度 7～8 か月児教室参加者アンケート（健康増進課）

関連図 8 の令和 5 年度の「作りたい受け継ぎたいと思う郷土料理」の順位は、1 位「がね」161 人、2 位「豚骨料理」75 人、3 位「さつまあげ」55 人、4 位「あくまき」49 人となっている。

2. 各課の食育の取組状況について

| 担当課 | 食育推進分野の主な事業 | 今年度の取組 |
|------------|--|---|
| 健康増進課 | <ul style="list-style-type: none"> ・食育推進事業 ・離乳食教室事業 ・食育や食の安全、食品ロスに関する情報提供 ・学校における食文化の継承や食育の普及啓発 ・霧島産物等の普及啓発 ・食生活改善推進員連絡協議会運営支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌や庁舎内放送、FMきりしまを通して、「6月の食育月間、毎月19日の食育の日」を市民へ周知 ・保育所の歯磨き教室で食育講話の実施(3園実施69名) ・出前講座で食育推進リーフレットを活用して、食育講話を実施 ・国分中央高校生活文化科3年生へ生活習慣病予防の料理教室を食生活改善推進員と協同で実施予定(11月25日) ・健康福祉まつり、市民健康講座等で食育のブースを出展予定 ・すこやか保健センターと連携して、電子母子手帳アプリやSNSで食育情報を発信予定 ・食生活改善推進員の活動支援 |
| 農政畜産課 | <ul style="list-style-type: none"> ・霧島産物等の普及啓発 ・物産館管理運営事業 ・生活研究グループ育成事業 ・食育推進に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・物産館の設置及び管理運営の協力 ・各種イベント等での霧島茶の普及活動(水の日など) ・伝承講座等への協力 ・小学校での霧島茶淹れ方教室の実施 ・霧島ガストロノミー推進協議会への協力 ・和牛少年隊(牧之原)の活動への協力 ・よこがわ牛援隊の活動への協力 |
| 学校給食課 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センター事業(地場産食材の使用、食に関する指導の充実) ・食育や食の安全、食品ロスに関する情報提供 ・学校における食文化の継承や食育の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食で使用する米を、100%霧島産米に切り替えたことの周知徹底 ・残食率の把握 ・献立表を通じた食に関する情報発信の充実 ・広報誌を通じた学校給食の情報提供 ・栄養教諭による食に関する指導 |
| 学校教育課 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校における食文化の継承や食育の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導について、栄養教諭の授業への参画を実施し、児童生徒に対し、食の大切さ、栄養素などについてより具体的に指導を行う ・肥満度35%以上の児童(小1・3・6年生)を対象に小児生活習慣病予防健診を公費負担で実施する ・小児生活習慣病予防健診の未受診者に対し、受診勧奨を行う |
| すこやか保健センター | <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食教室事業 ・母子健診事業 ・国保保健事業 ・後期保健事業 ・食育推進事業 | <p>(離乳食教室事業・母子健診事業・食育推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後4～5か月児の保護者へ離乳食教室を毎月実施 ・生後7～8か月児の保護者へ離乳食講話を毎月実施 ・1.6歳・3歳児健診での栄養指導を毎月実施 ・育児相談での栄養相談を毎月実施 ・出前講座での離乳食講話の実施 ・保育所の歯磨き教室で食育講話の実施(健康増進課と合わせて3園) ・妊婦向け食事資料を配付予定 ・電子母子手帳アプリやSNSで食育情報を発信予定 <p>(国保保健事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上75歳未満の特定健診保健指導対象者及び重症化予防(糖尿病・CKD)、対象者に対して、食育推進リーフレット(減塩するする法則、心も身体も元気になる食事)を活用して、保健指導を行う ・セット健診や肝炎検診等での血圧測定時に食育推進リーフレット(減塩するする法則)を活用して保健指導を行う。 <p>(後期保健事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上のハイリスクアプローチとして、重症化予防(糖尿病・CKD)、低栄養予防に取り組み、個別支援(訪問や面談)を行う ・長寿健診結果郵送時に、低栄養予防を目的として、栄養リーフレットを同封する |
| 長寿介護課 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業 | <p>(介護予防事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きりしま元気一番講座で、栄養講話を行う ・運動体操サロンで、低栄養予防の講話を行う |

| 団体名 | 取組状況 |
|-----------------------------|--|
| あいら農業協同組合 | <p>食農教育の実践について 令和5年度で15回目となる管内の小学生（6～4年生）を対象とした「ちゃぐりんスクール2023」の募集を行い、管内16小学校から32名の応募があった。</p> <p>上期は稲の種まきや田植え、ブドウ園の観察、鹿児島黒牛について学習を行った。 ●ちゃぐりんスクール 第1回 5月20日・・・オリエンテーション、稲の種まき 第2回 6月17日・・・田植え、ブドウ園の観察 第3回 7月15日・・・稲の観察、鹿児島黒牛について</p> <p>下期の活動は管内のブドウ園での収穫体験や試食、稲刈り体験、小みかんの収穫体験を実施した。 ●ちゃぐりんスクール 第4回 9月16日・・・地域の果物を味わおう 第5回10月21日・・・稲刈り 第6回12月16日・・・小みかん収穫体験・閉校式</p> <p>女性部・支店（支所）・営農センターと連携し、エコカーテン設置（ゴーヤ苗植え）やゴーヤを使用したカレー作りを行った。 ●エコカーテン設置小中学校（ゴーヤ苗植え） 4月25日・・・安良小学校（横川） 5月13日・・・三船小学校（始良） 5月15日・・・蒲生小学校・蒲生中学校・漆小学校（蒲生） 5月27日・・・永原小学校（加治木）</p> |
| 始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 かがしま健康イエローカードキャンペーンの展開 生活習慣改善等に関するポスター、リーフレットによる周知啓発 2 関係団体への情報提供等 職場の健康づくり賛同事業所への情報提供 3 健康づくりを支援する社会環境整備 かがしま食の健康応援店、たばこの煙のないお店、職場の健康づくり賛同事業所の登録 拡大に向けた周知 4 栄養成分表示の周知啓発 |
| 鹿児島県栄養士会 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校・中学校等の家庭教育学級や学校保健委員会等での食育講話 ・職場、企業のセミナー等での働き盛りの成人期の健康教育や食生活講話 ・スポーツジム等での参加住民への食生活支援 ・霧島市在宅栄養士としての市依頼の乳幼児期食育支援、特定健診後の特定保健指導等での成人期健康支援、長寿健診後の高齢者の健康支援等 |
| 霧島市学校栄養教諭 | 食に関する指導全体計画と給食指導全体計画を作成し、計画に沿って取り組んでいる。 |
| 霧島市学校保健会 | 給食センターの栄養教諭が来校し、担任とともに食に関する指導を行っている。野菜のこと、カルシウムのこと、給食センターでどのように給食が作られているかを学習した。 |
| 霧島市PTA連絡協議会 | |